

一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会

ホームページ 広告等掲載規程

(本規程の目的)

第3条 この規程は、一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会（以下「当法人」という）において、ホームページへの広告等掲載に関する事項を定めることを目的とする。

(広告掲載基準)

第4条 当法人ホームページに掲載する広告等とは、次の基準を満たした上で理事会の承認を得たものとする。

- (1) 広告主は以下の基準を満たす団体であること。個人は認めない。
 - ・社員の所属する団体・事業所
 - ・賛助会員（団体）
 - ・その他、理事会で承認が得られた団体
- (2) 当法人の活動趣旨に賛同する内容であること。当法人は非営利法人であるため広告料は無料とするが、ゆえにバナー広告等を含め特定の団体の利益供与に資する内容でないこととする。
- (3) 関係諸法規を遵守したものであること。
- (4) 公序良俗に反しないもの。
- (5) 当法人ホームページの運用に支障のないもの。

(責任の所在)

第5条 掲載された広告内容、又は掲載の結果当法人が損害を受けた場合の一切の責任は広告主が負うものとする。当法人では、掲載内容の問い合わせには応じない。

(広告掲載制限)

第6条 広告掲載枠・位置については、理事会で協議し決定する。

- 2 広告掲載期間については、原則1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月又は12ヶ月とする。

(申し込みから掲載までの流れ)

第5条 掲載申し込みから広告掲載の流れは次の通りとする。

- (1) 広告主は掲載申込書及び掲載原稿を、原則掲載希望日の30日前までに当法人宛に電子メールで送付する。info@nagano-msw.com
ただし、急を要する場合は応相談とする。
- (2) 理事会にて審査後、広告主に審査結果を報告する。
- (3) 掲載を決定した広告は、広告主と掲載内容（フォーマット含む）を確認の上所定の場所に掲載し、掲載期間が満了した翌日に掲載を終了する。

(その他)

第6条 本規程に定めのないものについては、必要に応じ理事会で協議し定めるものとする。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正は理事会の決議による。

附則 この規程は、平成29年9月23日から施行する。